

事業主の皆様へ

障害者を活かす!

5名以上

事業説明会を
開催します!

平成18年6月9日(金)
第1回10時から
第2回15時から
(各1時間程度)
都庁にて **要予約**
詳細は下記お問い合わせ先まで

障害者を新たに雇用しようとする モデル事業を募集します。

新規事業

東京都障害者職域開拓支援事業 募集のお知らせ

新分野進出等(創業又は異業種進出、業務拡大等)により、障害者を新たに雇用する他のモデルとなるような事業を期待します。

優秀な企画・提案として選定された事業には、

1 実施に必要な経費の一部を
助成します。

助成金額：助成対象の1/2

上限 **300万円**

2 経営支援のため、専門家を
派遣します。



応募受付
(第1期)

5月25日(木)～7月10日(月)

応募要件

都内の事業所において障害者を新たに5名以上(中小企業は3名以上)雇用しようとする事業主を対象とします。

◎障害の種類(知的・精神・身体)は問いません。 ◎雇用は、短時間労働でも可能です。

◎事業は新分野進出のほか、既存事業の拡大、業務の再構築によるものも含まれます。

◎事業主は、雇用する立場であれば、会社、社会福祉法人、NPO、公益法人、個人事業主いずれも可能です。

詳細は
ホームページで

<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/>

裏面もご覧ください。

お問合せ先



東京都 産業労働局 雇用就業部 就業推進課 障害者就業担当
東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎31階北側

TEL 03-5320-4663

東京都障害者職域開拓支援事業 募集案内

趣旨・目的

- ◆新分野進出等（創業又は異業種進出、業務拡大等）により、障害者を新たに雇用するモデルとなるような取組を行う事業を選定し、その事業の経費の一部を助成したり、専門家による経営支援をすることで、障害者の新規雇用創出の支援をします。
- ◆選定されたモデル事業については、都が広く周知することにより、障害者雇用に積極的に取り組む機運の醸成を図り、障害者の職域と雇用の拡大を目指します。

応募要件

都内の事業所において、障害者を新たに5名以上（中小企業は3名以上）雇用しようとする事業主等です。

都内に働く場所があれば本社が都外でも可能です。障害者の種別（知的・精神・身体）の限定はありません。雇用の形態は短時間労働でも可能です。福祉就労は含みません。雇用主の立場であれば、会社、社会福祉法人、NPO、公益法人、個人事業主等いずれも可能です。既存事業の拡大も可能ですが、新分野進出等（創業又は異業種進出、業務拡大等）により、他のモデルとなるような事業を期待します。



助成期間

助成金の支給は、事業認定日（交付決定後）から平成19年3月31日まで
経営支援は、事業認定日から1年間です。

応募方法

助成を希望する事業主等は、「平成18年度東京都障害者職域開拓支援事業募集要項」の記載事項をよくお読みの上、応募書類等所定の様式に必要な添付書類を添えて、下記提出先に直接持参若しくは郵送してください。「募集要項」及び「応募書類」は、東京都産業労働局雇用就業部就業推進課で配布いたします。

募集期間

- 第1期 平成18年 5月25日(木)～
平成18年 7月10日(月)まで
支援開始は8月1日から。
- 第2期 平成18年 9月頃の予定です。

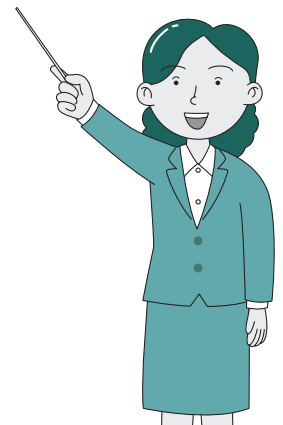
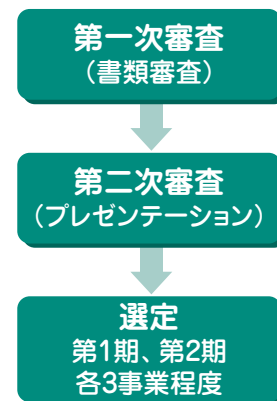
助成内容

第1期、第2期でそれぞれ優秀な企画・提案として選定された3事業程度ずつ合計6事業程度に対して、以下の助成をします。

- ①助成金の支給 助成対象経費の2分の1で限度額は300万円。
- ②選定委員会で必要と認めた場合、経営支援のための専門家を派遣します。（中小企業等に限る）

審査方法

審査は、有識者及び都職員からなる選定委員会を設けて第1期、第2期それぞれ審査を行ないます。



◆ 募集要項などの詳細については下記ホームページからもダウンロードできます ◆

URL <http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/>

提出先及び お問合わせ先

東京都産業労働局 雇用就業部 就業推進課 障害者就業担当
東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎31階北側 TEL 03-5320-4663